

米国及びカナダ産牛肉等に 係る食品健康影響評価の ポイントについて

平成17年12月
内閣府食品安全委員会事務局

1

今回の食品健康影響評価

米国・カナダの輸出プログラムにより
管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、
我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取
する場合のリスクの同等性に係る評価

審議を行った専門調査会
食品安全委員会プリオン専門調査会

2

いつ、誰から誰に評価 が依頼されたのか？

☒ いつ？

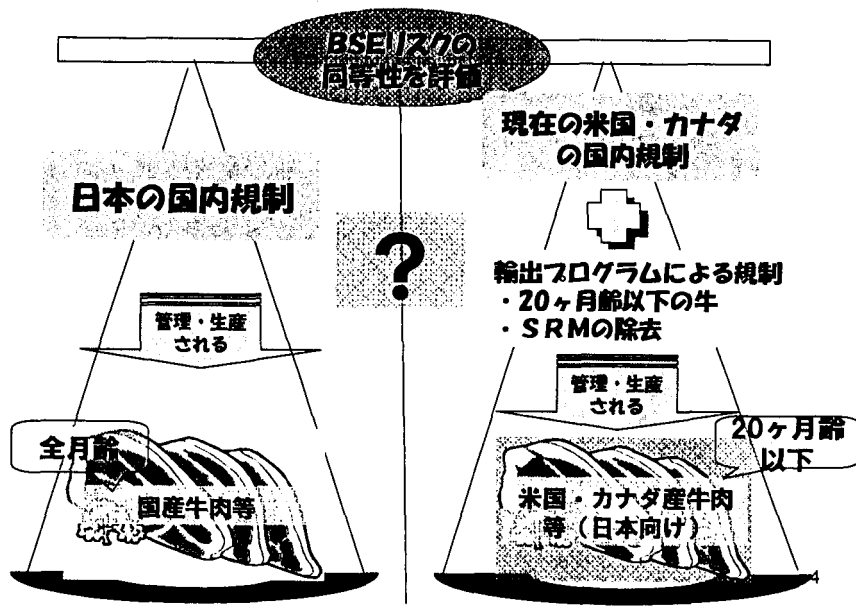
平成17年5月24日

☒ 誰から誰に？

厚生労働大臣及び農林水産大臣
→ 食品安全委員会委員長

3

何について評価したのか？



結 論

- ❏ 科学的同等性を厳密に評価するのは困難
 - 米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明点が多いため
 - 管理措置の遵守を前提に評価しなければならなかったため
- ❏ 輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい
- ❏ 輸入が再開された場合、管理機関による輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証が必要

5

輸出プログラムとは

- ① **通常の米国、カナダの国内措置に加え、我が国への輸出用に行う特別の管理措置**
 - 20ヶ月齢以下
 - SRM除去
- ② **これらの要件を満たす牛肉等のみが政府により承認される**
 - 米 国：日本向け輸出プログラム
 - カナダ：日本向け輸出基準

・品質管理プログラムの文書化
・日本向け製品の識別管理
・月齢証明
・検証システム

6

経緯 (1)

平成15年 5月21日	カナダでBSE検査陽性牛を確認、日本は同日付で輸入を禁止
12月24日	米国でBSE検査陽性牛を確認、日本は同日付で輸入を禁止
平成16年 10月15日	厚生労働省・農林水産省が「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について」の評価依頼(諮問)
10月23日	第4回日米局長級協議で科学に基づき牛肉貿易再開させること及び日本向けに牛肉等輸出プログラムを設けることについて認識を共有

7

経緯 (2)

平成17年 5月6日	厚生労働省、農林水産省に「我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策について」食品健康影響評価を答申
5月24日	厚生労働省・農林水産省より米国・カナダ産牛肉等について評価依頼(諮問)
5月26日	プリオン専門調査会で調査審議することを決定
5月31日 ～10月31日	プリオン専門調査会における調査審議(専門調査会を10回開催)
11月2日 ～11月29日	食品安全委員会、評価結果案に対する意見・情報の募集を実施

8

経緯 (3)

平成17年 11月14日 ～11月22日	「食品に関するリスクコミュニケーション－ 米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影 響評価案に関する意見交換会－」を全国 7ヶ所にて開催
12月8日	第123回食品安全委員会において評価結 果を審議・了承 厚生労働省・農林水産省に「米国・カナダ の輸出プログラムにより管理された牛肉・ 内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由 来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスク の同等性」に係る食品健康影響評価を答 申

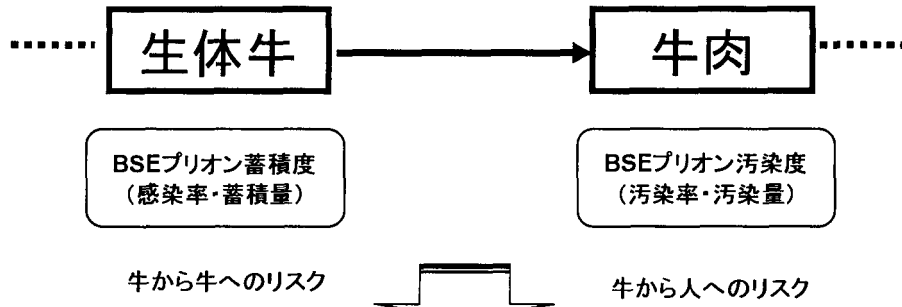
食品健康影響評価の考え方

日本におけるBSE対策のリスク評価時の評価項目を基本に、日本と米国・カナダ産牛肉等のBSEリスクについて総合的に定性的評価を実施

- ① 生体牛のリスク (牛から牛)
(侵入リスク、暴露・増幅リスクの比較、サーベイランスによる検証)
- ② 牛肉及び牛の内臓のリスク(牛から人)
(と畜対象、と畜処理の各プロセス、食肉等のリスクの比較)

10

リスク評価



米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉等と日本の牛肉等のリスクの比較

リスク評価1ー生体牛

評価項目

- 侵入リスクの比較
 - ・ 生体牛の輸入
 - ・ 肉骨粉の輸入
 - ・ 動物性油脂の輸入
- 暴露・増幅リスクの比較
 - ・ 飼料規制
 - ・ 遵守状況と交差汚染の可能性
 - ・ 特定危険部位(SRM)の利用 (レンダリング)
 - ・ 伝達性ミンク脳症(TME)
 - ・ シカの慢性消耗病(CWD)
 - ・ BSEの暴露・増幅リスクシナリオ (モデル)
- サーベイランスによる検証
 - ・ 検査対象及び検査技術の検証と比較
 - ・ 米国・カナダ・日本におけるサーベイランス

生体牛

BSEプリオン蓄積度(感染率・蓄積量)

リスク評価2ー牛肉等

評価項目

- と畜対象の比較
 - ・ トレーサビリティ(月齢確認)
 - ・ と畜頭数(年齢、品種)
- と畜処理の各プロセス
 - ・ と畜前検査(高リスク牛の排除)
 - ・ と畜場でのBSE検査(スクリーニング)
 - ・ スタンニングの方法
 - ・ ピッシング
 - ・ SRMの除去
 - (せき髄除去・枝肉洗浄後の確認)
 - ・ SSOP、HACCPに基づく管理(遵守の検証)
- 牛肉等のリスクの比較
 - ・ 牛肉及び先進的機械回収肉(AMR)
 - ・ 内臓

牛肉等

BSEプリオン汚染度(感染率・汚染量)

13

生体牛のリスク評価

侵入リスクの比較

14

米国・カナダの生体牛輸入 による侵入リスク(1980~2003)

・ 米国

英国から: 206~210頭
 その他EUから: 5~17頭
 (497~1,711頭を英国汚染率の1/100とすると)



英国牛換算すると米国のリスクは

96%が肉牛
→リスク1/4

約211~227頭

日本のリスクの約6~7倍



日本のリスクの
約1.5~7倍

・ カナダ

英国から: 117~198頭
 その他EUから: 約3頭
 (250~291頭を英国汚染率の1/100とすると)



英国牛換算するとカナダのリスクは

約120~201頭

日本

約33頭



日本のリスクの
約4~6倍

15

米国・カナダの肉骨粉輸入 による侵入リスク(1980~2003)

・ 米国

英国から: 5~24トン
 その他EUから: 7~21トン
 (684~2,129トンを英国汚染率の1/100とする)



英国からのトン換算で

米国のリスクは

約12~45トン

日本

約560トン



日本のリスクの
約1/12~1/47

・ カナダ

英国から: 0トン
 その他EUから: 0~0.11トン
 (0~11トンを英国汚染率の1/100とする)



英国からのトン換算で

カナダのリスクは

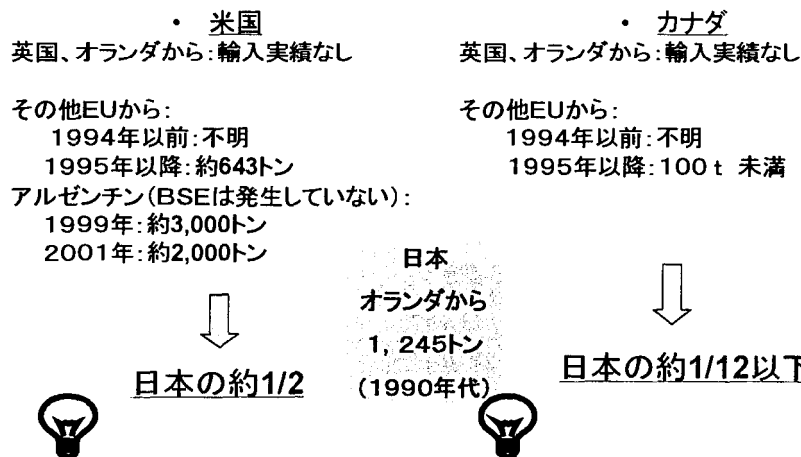
約0~0.11トン



日本のリスクの
約1/5,100

16

米国・カナダの動物性油脂輸入 による侵入リスク



17

日本と米国・カナダの侵入リスクを 総合的に比較すると・・・

- 輸入生体牛、肉骨粉・動物性油脂の侵入リスクから総合的に比較すると・・・
 - 💡 日本と米国、カナダの総合的侵入リスクはそれほど変わらない
- 輸入生体牛のリスクを重くみれば・・・
 - 💡 米 国: 日本の約1.5～7倍以下
 - カナダ: 日本の約4～6倍以下










18

生体牛のリスク評価

暴露・増幅リスクの比較
 (牛から牛へのBSEまん延のリスクー2)

19

飼料規制

		米国・カナダ			日本		
							
動物由来たん白質 肉骨粉等	用途種 由来種 	×	○	○	×	×	×
		1997年 8月	*	*	1996年 4月	2001年 10月	2001年 10月
		○	○	○	×	×2001年 一旦禁止	×2001年 一旦禁止
				2001年 10月	○2005年 4月	○2005年 4月	
		○	○	○	×	×2001年 一旦禁止	×2001年 一旦禁止
					2001年 10月	○2001年 11月	○2001年 11月



現時点で20ヶ月齢以下と考えられる2004年以降生まれた牛の汚染率は

⇒ 米国・カナダのほうが日本より**数倍汚染リスクが高い**

20

* 規制強化を検討中

飼料工場における飼料規制 (交差汚染防止等)の遵守

米国	カナダ	日本
約97%	約90%以上	ほぼ100%



流通、農家の自家配合段階の交差汚染の可能性



現在の米国・カナダの飼料規制のもとでは、一定の割合で交差汚染が起こる可能性が今後も残る。²¹

特定危険部位(SRM)及び 高リスク牛の飼料利用

飼料利用	米国	カナダ	日本
SRM 高リスク牛等 (中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛)	豚・鶏用飼料可 (*)	豚・鶏用飼料可 (*)	焼却処分

* 規制強化検討中

SRMの範囲

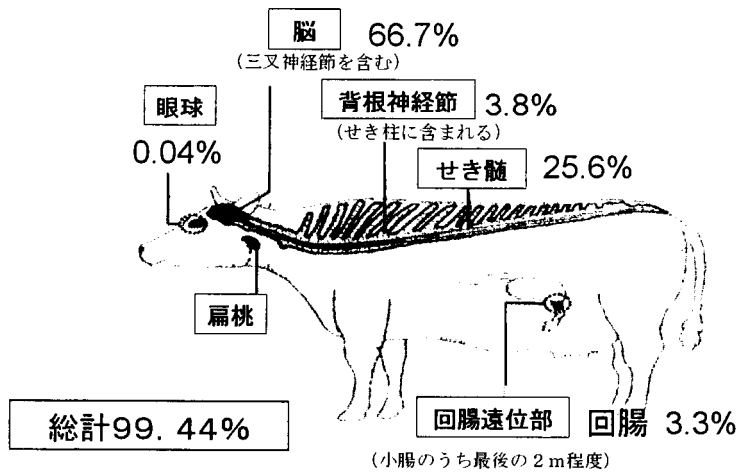
米 国 30ヶ月齢以上:頭蓋、せき髄、せき柱、全月齢:扁桃、回腸遠位部

カナダ 30ヶ月齢以上:頭蓋、扁桃、せき髄、せき柱、全月齢:回腸遠位部

日 本 全月齢:頭部(扁桃を含む、舌・頬肉を除く)、せき髄、せき柱、回腸遠位部

²²

BSE発症牛体内の感染力価の分布

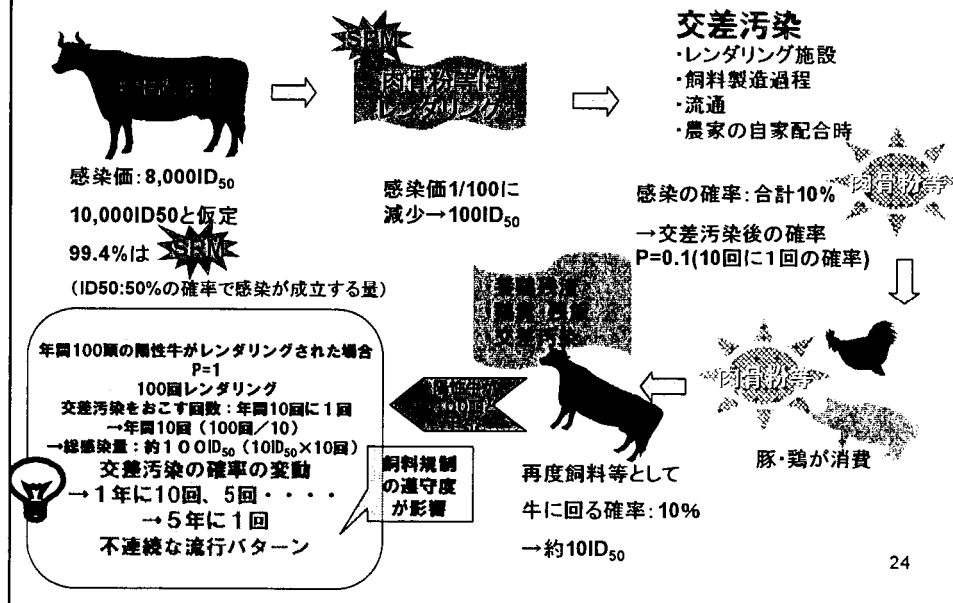


脳に2/3(8/12), 脊髄に1/4(3/12), その他の臓器1/12

出典: 欧州委員会科学運営委員会(1999年12月)
「食物を介したBSEのヒトへの暴露リスクに関する科学運営委員会の意見」

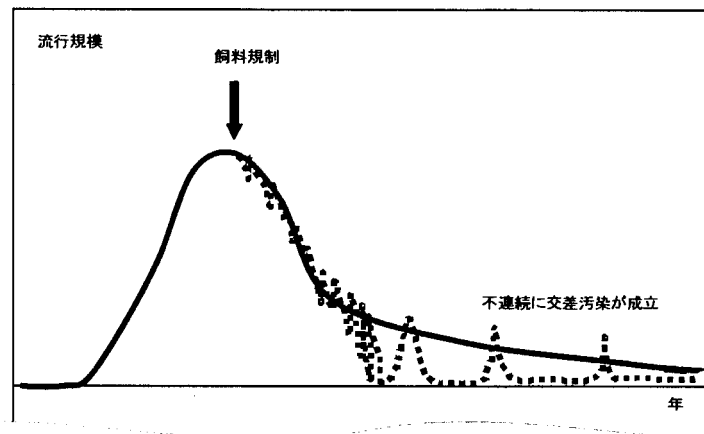
23

BSEの暴露・増幅リスクシナリオ



24

交差汚染の流行形態(イメージ)



- ・ 不連続・不均一な散発的の流行に入った場合には、汚染頻度(%)と汚染量(%)の積が100であるときは、平均潜伏期間を得て流行が繰り返され、流行規模は変化しない。
- ・ 汚染量汚染頻度が減れば流行規模は縮小する。

BSEの日本と米国・カナダの 暴露・増幅リスクを比較すると・・・

- ①SRMの反すう動物以外への飼料利用
 - ②飼料の交差汚染防止
- が完全でないことを考慮すると

💡 米 国:日本より数倍(1.5倍)
カナダ:日本より数倍(1.5倍)

米国・カナダのサーベイランス

	米国	カナダ	日本
BSE検査の目的	BSE汚染度を測るサーベイランス	BSE汚染度を測るサーベイランス	・陽性牛の排除 (食肉の安全確保) ・BSE汚染度を測るサーベイランス
対象牛	高リスク牛 ・中枢神経症状牛 ・歩行不能牛	高リスク牛 ・中枢神経症状牛 ・歩行不能牛	・21ヶ月齢以上の全頭(任意に20ヶ月齢以下も検査中) ・24ヶ月齢以上の全死亡牛
検査方法	ELISA法	簡易WB法 ELISA法	ELISA法
	IHC法 WB法(2005.6～)	IHC法 WB法	WB法 IHC法 ²⁷

BSE検出データの検証 1

	米国	カナダ	日本	
飼育頭数	9,500万頭	1,500万頭	450万頭	成牛は全飼育牛の半数
成牛	4,200万頭 肉牛: 3,300万頭 乳牛: 900万頭	600万頭 肉牛: 500万頭 乳牛: 100万頭	200万頭 肉牛: 77万頭 乳牛: 115万頭	日本...肉牛: 乳牛 4: 6 米国...肉牛: 乳牛 8: 2
年間と畜牛数	3,350万頭	430万頭	130万頭	と畜場での病牛廃棄率は日米でほぼ同様
・と畜場廃棄牛(病牛・異常牛)	19万頭(0.57%)		8,300頭(0.66%)	
・農場死亡牛	肉牛: 50万頭 (3,300万頭の1.5%) 乳牛: 44万頭 (900万頭の4.8%)		肉牛: 11,300頭 (77万頭の1.7%) 乳牛: 86,800頭(115万頭の8.7%)	日本では乳牛の農場死亡率が高い
	高リスク牛 113万頭	高リスク牛 53,000頭	高リスク牛 10.6万頭	28

BSE検出データの検証 2

	米国	カナダ	日本	
検査データ ・健康と畜牛	検査なし(30ヶ月 齢以上は270万 頭)	検査なし	126万頭で2頭(440 万頭・9頭) (30ヶ月齢以上で90万頭)	日本は健康 成牛90万頭 で2頭
・成牛健康牛: 高リスク牛	270万頭:113万 頭で1頭:3頭程 度	90万頭:8万頭で 3頭:3頭程度	90万頭:11万頭で2 頭:3頭 陽性比率は、高リス ク牛は健康成牛の 12.3倍	米国健康牛 30ヶ月齢以上 を検査したと すれば 日本の比率と して1頭程度
・高リスク牛	39万頭(35%)を 検査で1頭程度 米国で高リス ク牛を全部検査し たとすれば 3頭/ 年 程度	5.3万頭で2頭陽 性 カナダで高リス ク牛を全部検査し たとすれば 3頭/ 年程度	11万頭で3頭(20万 頭で11頭程度)	

29

BSE検出データの検証 3

	米国	カナダ	日本
成牛で検出され る可能性 (30ヶ月齢以上 総計)	4頭/380万頭 (若齢牛は除く)	6頭/98万頭 (若齢牛は除く)	5頭/100万頭 (若齢牛は除く)
若齢感染検出限 界以下のリスク	32頭/3,000万頭程 度 年間36頭: 検出は95万頭で1頭 程度	22頭/360万頭 年間28頭: 検出は16万頭で1頭 程度	1~2頭/30万頭程度 年間6~7頭: 検出は100万頭で5 頭程度

30

日本のBSE検査を米国・カナダの
サーベイランスデータに外挿してみると・・・

BSEの汚染規模を 日本と比較	米国	カナダ
絶対数比較 (日本:年間6~7頭)	5~6倍	4~5倍
汚染割合 (100万頭当たり) (日本:5~6 頭程度)	約1頭 (日本よりやや 少ない)	5~6頭 (日本と同等)

31

生体牛のリスクの総括

日本と比較	米国	カナダ
生体牛リスク	楽観的には日本と同等 悲観的には約10倍(7×1.5)	
① 侵入リスク		
輸入生体牛	約1.5~7倍	約4~6倍
輸入肉骨粉・ 動物製油脂	約1/12~1/47 約1/2	約1/5,100 約1/12
② 暴露・増幅リスク	日本より数倍(1.5倍)	日本より数倍(1.5倍)
③ サーベイランスデータ の外挿・・・絶対数比較	5~6倍	4~5倍
100万頭当たりの BSE汚染頭数	約1頭 日本に比べやや少ない	5~6頭 日本と同等



- ・ **米国・カナダのサーベイランス強化・継続が必要**
- ・ **今後のデータによってはリスクの再評価もあり得る**

輸出プログラムによる規制

- ・20ヶ月齢以下の牛
- ・SRMの除去



食肉・内臓のリスク

33

月齢確認

日本	米国	カナダ
個体識別制度 約130万頭	○出生証明書 10%:約250万頭 ○枝肉規格 (生理学的成熟度 A40) 10%:約250万頭	出生証明書 20%:約70万頭

枝肉の生理学的成熟度 A40とは？

米国の牛肉の格付けを行うための規格

枝肉の成熟度(骨及び軟骨の大きさ、形及び骨化(特に背骨の断面)、肉の赤身の質感と色)によって判断が可能。A40は20ヶ月齢以下の成熟度。


34

米国産牛枝肉の成熟度別の
と畜時推定月齢の分布
(2004.11実施分)

区分	推 定 月 齢											計	
	~12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22~		
成熟度	A~30		4	2	48	6							60
	A40	2	19	12	92	69	2						196
	A50	8	31	28	42	135	100	10	18	10	19		401
	A60	1	58	174	155	79	164	105	297	39	69		1141
	A70~	1	31	61	125	6	97	182	695	115	143	8	1464
	BC			17	7	1	0	3	33	4	6	5	76
計	12	143	294	469	296	363	300	1043	168	237	13	3338	

米国月齢判別方法

- 21ヶ月齢以上の枝肉がA40以下
と評価される可能性
(99%の信頼度で)

 0.95%以下

21ヶ月齢以上の牛を含む可能性は、2.4万~4.8万頭/年間以下。この群にBSE感染牛が1頭入る確率は高く見積もって20回に1回弱(20年に1回以下)。

と畜処理（1）

	日本	米国	カナダ
と畜数	約130万頭	約2,700万頭 (約90%が 20ヶ月齢以下)	約430万頭
高リスク 牛の排除	獣医師に よる検査 (1頭につき 約80秒)	獣医官もしくは食肉検査官に よる検査 (1頭につき約12秒)	
と畜場での BSE検査	21ヶ月齢以上 を検査 (任意に20ヶ月齢 以下も検査中)	実施せず	

37

と畜処理（2）

	日本	米国	カナダ
スタンニング	実施	実施	
ピッシング	と畜牛の約 80%で実施	実施せず	
SRM除去	実施	日本向け輸出プログラムでは 全月齢のSRM除去を実施	

38

と畜処理(3)

	日本	米国	カナダ
せき髄除去 枝肉洗浄後 の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・実施 ・と畜検査員によるせき髄除去確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本向け輸出プログラムでは実施。 ・食肉検査官による目視確認 	
遵守の 検証	SSOP (衛生標準作業 手順書)	SSOP HACCP (危害分析重要 管理点方式)	SSOP HACCP

39

牛肉及び牛の内臓のリスクの比較(1)

- BSEプリオンの牛の体内分布
 - 特定危険部位以外からのBSEプリオン検出
 - ⊕ BSE症状を呈した感染牛、高リスク牛(94ヶ月齢)では、末梢神経などからBSEプリオン検出
 - ⊕ 潜伏期の実験感染牛では、筋肉からBSEプリオンは不検出
- ↓
- 英国、ドイツでの大規模なサンプリング実験も含め、注視・精査の必要
 - ⊕ 最も若い発症牛: 1992年に英国で確認された20ヶ月齢1頭
 - ⊕ 汚染程度の低下に伴い、発症までの期間は延長
 - ⊕ 地域におけるBSEの汚染程度も合わせて考慮する必要

40

牛肉及び牛の内臓のリスクの比較(2)

- 先進的機械回収肉

(AMR(30ヶ月齢以下の牛由来))

日本向け輸出プログラム対象外

- 内臓

A40による月齢判別では輸出不可能

- 内臓と枝肉を対応して識別管理できる場合は輸出可能

41

牛肉及び牛の内臓のリスクの総括

- 日本向け輸出プログラム条件が遵守されれば、BSEプリオンによる汚染の可能性は非常に低い。
- 内臓に関しては、A40による月齢判別のみでは日本に輸出することは不可能。内臓と枝肉を対応して識別管理できる場合のみ日本向けに輸出可能。

42

日本向け輸出プログラムによる米国・
カナダ産牛肉等及び国産牛肉等 1

	日本向け輸出プログラムによる牛肉等		国産牛肉等
	米国	カナダ	
【食肉】 月齢確認 可能頭数 (年間)	<ul style="list-style-type: none"> ■出生証明が可能なもの：10% (約250万頭) ■枝肉の生理学的成熟度A40以下によって： 10% (約250万頭) 	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明が可能なもの：20% (約70万頭) 	<ul style="list-style-type: none"> 全頭可能 約130万頭

43

日本向け輸出プログラムによる米国・
カナダ産牛肉等及び国産牛肉等 2

	日本向け輸出プログラムによる牛肉等		国産牛肉等
	米国	カナダ	
【内臓】	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明が可能なもの：10% (約250万頭) のSRM以外の内臓が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明が可能なもの：20% (約70万頭) のSRM以外の内臓が対象 	<ul style="list-style-type: none"> SRM以外の内臓が流通

44

結論のために (生体牛リスクレベル)

	日本	米国	カナダ
リスク評価の対象	全月齢	20ヶ月齢以下	20ヶ月齢以下
対象と畜頭数(年間)	約130万頭	約2510万頭	約360万頭
BSE感染牛の 含まれる割合 (100万頭当たり)	5～6頭	2～3頭	5～6頭
感染量	陽性牛は 排除	検出限界～ 限界以下	検出限界～ 限界以下

45

結 論

- ❏ 科学的同等性を厳密に評価するのは困難
 - 米国・カナダに関するデータの質・量ともに不明点が多いため
 - 管理措置の遵守を前提に評価しなければならなかったため
- ❏ 輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい
- ❏ 輸入が再開された場合、管理機関による輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証が必要

46

結論への付帯事項 1

リスク評価機関とリスク管理機関 の責務の明確化

管理機関が判断し施策を実行する場合は、

- ◆ 国民に十分な説明を行い、
- ◆ プログラム遵守の確保の責任を負うべき

輸出プログラム遵守を前提に評価

- ◆ 遵守されない場合は評価は成立しない

47

結論への付帯事項 2

米国・カナダは、今後…

- SRMの除去の実効性担保
せき髄除去の監視強化
- サーベイランスの拡大継続
健康と畜牛を含む十分なサーベイランスが必要
- 飼料規制の強化
SRM利用禁止の徹底 → 反すう動物以外の動物の飼料にもSRM利用を禁止すべき
- 輸出プログラム遵守のためのシステム構築
の確立と確認

48

米国産牛肉等の輸入再開に当たって

平成17年12月12日

厚生労働省

農林水産省

厚生労働省及び農林水産省は、去る8日の食品安全委員会の答申を踏まえ、米国産牛肉の輸入再開について米国政府と協議してまいりましたが、本日、その輸入条件について米国政府と合意しました。厚生労働省及び農林水産省は、これを踏まえ、下記のとおり必要な措置を講じ、国民の皆様の食の安全・安心の確保に万全を期してまいります。

また、カナダ産牛肉についても、その輸入条件について、本日、カナダ政府と合意しましたので、米国産牛肉と同様の措置を講じてまいります。

記

1. 米国産牛肉等の輸入条件の遵守について

(1) 米国産牛肉及びカナダ産牛肉（内臓を含む。以下「米国産牛肉等」という。）

については、食品安全委員会の答申において、

① 全月齢からの脳、脊髄等の特定危険部位（SRM）の除去

② 20ヶ月齢以下と証明される牛由来の牛肉

等の輸入条件が遵守されれば、国産牛肉とのBSEリスクの差は非常に小さいとされました。厚生労働省と農林水産省は米・カナダ両国内における輸入条件の確実な実施を担保してまいります。

(2) 輸入条件は米国政府等が責任を持って遵守することとなっていますが、厚生労働省と農林水産省としても、このことを確保するため、速やかに担当官を米国及びカナダに派遣して査察を行い、直接確認いたします。

査察では農場での飼養管理やと畜場の処理工程をチェックします。できるだけ早期に全ての対日輸出施設を対象に査察を行い、順次、その結果を情報提供いたします。

(3) また、米国等の飼料規制の遵守状況等について情報収集を行い、不適切な事例があった場合は米国政府等に改善を要求します。

さらに、米国産牛肉等の到着時に、厚生労働省検疫所及び農林水産省動物検疫所が輸入牛肉の全ロットを検査する等、水際の輸入検査を徹底します。

2. 国民の皆様への情報提供について

(1) 輸入再開については、科学に基づく安全性確保を原則とするとともに、国民の皆様の理解と信頼を得るよう対処することが重要と考えております。このため、国民の皆様への的確な情報提供を実施してまいります。

(2) 厚生労働省と農林水産省は、先般、食品安全委員会が実施した意見交換会に積極的に参加し、リスク管理措置の考え方等について説明を行いました。加えて、15日より全国で9ヶ所で説明会を開催し、具体的な輸入条件やその担保措置等について積極的に情報を提供してまいります。両省で行う査察の結果についても、随時、情報を提供いたします。

3. 原産地表示の推進について

消費者の選択に資する観点から、適切な表示が確保されることは極めて重要です。

既に原産地表示が義務付けられている生鮮の輸入牛肉については、今後とも適切な表示に向けて監視指導を徹底してまいります。牛肉加工品についても、既に平成16年9月より、加工度の低い「味付けカルビ」、「合挽き肉」等が原産地表示の対象となっており、平成18年10月からこの表示は義務化されます。

また、外食における原産地表示については、本年7月に策定されたガイドラインにより、業界の自主的な取組を促進してまいります。

今後とも、こうした取組により、加工品や外食の原産地表示を推進してまいります。

米国・カナダ産牛肉の輸入再開について(Q & A)

厚生労働省及び農林水産省は、平成17年12月8日の食品安全委員会からの答申を踏まえ、米国・カナダ政府との間において、12月12日、米国・カナダ産の牛肉等の輸入条件について合意しました。

厚生労働省及び農林水産省は、食品安全委員会の答申を踏まえ、食の安全・安心の確保に万全を期してまいります。輸入再開に関して、これまで食品安全委員会のリスクコミュニケーションやパブリックコメントに国民の皆様から御意見が寄せられておりますが、こうした御意見に対する考え方を含め、理解を深めていただくため、米国・カナダ産の牛肉の輸入再開についてのQ & Aを作成しました。

今後、米国・カナダにおけるBSE対策の規則改正や日本側がとるべき輸入措置の変更等があれば、逐次、このQ & Aを更新していくこととしています。

【輸入再開について】

- Q1 食品安全委員会の答申を受け、リスク管理機関として、米国・カナダ産牛肉等の輸入再開をどのように判断したのですか。
- Q2 新聞の調査では過半数の人が輸入再開に反対しているが、それでも輸入を再開するのですか。

【輸入条件等について】

- Q3 輸入が再開されると、どのような条件を満たした米国・カナダ産の牛肉が輸入されることになるのですか。
- Q4 国内では全頭検査を続ける一方、米国・カナダ産牛肉等については検査を行っていないものが輸入されることになる。全頭検査を求めるべきではないでしょうか。

【BSE管理措置関連】

- Q5 報道によると米国で特定危険部位(SRM)除去に関し、1000件以上の違反があったようだが、管理は大丈夫なのですか。
- Q6 結論への付帯事項に補足されているせき髄除去の監視体制の強化についてどのように対応するのですか。
- Q7 日本向け牛肉等进行处理する際、国内向けと混ざることはないのですか。
- Q8 米国やカナダの牛の月齢は判別できるのでしょうか。
- Q9 牛枝肉の格付けで月齢判別ができるのでしょうか。
- Q10 米国やカナダにおける飼料規制は十分なものなのでしょうか。
- Q11 米国にも、トレーサビリティの義務付けが必要なのではないのでしょうか。
- Q12 米国やカナダで行われているサーベイランスは、一部の牛しか検査していませんが十分なものなのでしょうか。
- Q13 特定危険部位(SRM)が除去されているか否かの検証に、たん白質検出の検査を行うべきではないのでしょうか。

【査察関連】

- Q14 米国やカナダにおいて輸出プログラムが遵守されることをどのように担保するのですか。
- Q15 査察は具体的にどのようなものになるのでしょうか。
- Q16 査察などで米国やカナダのBSE管理措置に問題があるとわかった時には、輸入を停止するのでしょうか。

【輸入再開後の牛肉検査体制】

- Q17 米国やカナダから輸入される牛肉について、輸入時にはどのような審査を行うのでしょうか。

【情報提供】

- Q18 今後、厚生労働省や農林水産省は食品安全委員会や国民に対し、米国やカナダにおける査察等で得た情報をどのように提供していく予定なのでしょうか。

【表示関連】

- Q19 現在のJAS法における牛肉に対する表示はどのようになっているのでしょうか。
- Q20 牛肉を原料とした全ての加工食品に原料原産地表示を義務付けるべきではないでしょうか。
- Q21 外食産業においても、牛肉の原産地がわかるように表示すべきではないでしょうか。

【今後の見直し】

- Q22 今後、輸入条件を30ヶ月齢未満の牛からの牛肉にするなど、国際基準と整合した見直しを行う予定はありますか。
- Q23 より高感度な検査法が開発された場合には、輸入条件について見直しを行うのでしょうか。

【その他】

- Q24 21ヶ月齢、23ヶ月齢のBSE感染牛が確認されましたが、現在実施されている研究の経過や結果について公表すべきではないでしょうか。
- Q25 今回の前提条件を置いた諮問の方法に問題があったのではないのでしょうか。

【輸入再開について】

Q 1 食品安全委員会の答申を受け、リスク管理機関として、米国・カナダ産牛肉等の輸入再開をどのように判断したのですか。

A 食品安全委員会の報告書 (<http://www.fsc.go.jp/sonota/bse1601.html>) の結論においては、「リスク管理機関から提示された輸出プログラム（全頭からの特定危険部位（SRM）の除去、20ヶ月齢以下の牛由来等）が遵守されるものと仮定した上で、米国・カナダの牛に由来する牛肉等と我が国の全年齢の牛に由来する牛肉等のリスクレベルについて、そのリスクの差は非常に小さいと考えられる。」とされました。今般、このリスク評価結果を踏まえ、米国・カナダ産牛肉等について、両国の国内規制に加え、①全頭からのSRMの除去、②20ヶ月齢以下の牛由来等の輸入条件を満たした牛肉等について輸入を再開することとしました。

Q 2 新聞の調査では過半数の人が輸入再開に反対しているが、それでも輸入を再開するのですか。

A 食品安全行政は、科学的知見に基づいて行われなければなりません。今回の食品安全委員会による科学的な評価を踏まえ、リスク管理機関である厚生労働省と農林水産省としては、米国・カナダ産牛肉の輸入は再開できるとの判断に至りました。もちろん、輸入条件を付す等の必要な措置を講じ、国民の皆様の食の安全・安心の確保に万全を期してまいります。また、その内容については、説明会等を通じて、消費者をはじめとする国民の皆様の理解が得られるよう努力してまいります。

【輸入条件等について】

Q 3 輸入が再開されると、どのような条件を満たした米国・カナダ産の牛肉が輸入されることになるのですか。

A 米国・カナダから輸入される牛肉等には、両国政府が発行する衛生証明書が添付され、その証明書において、輸出プログラムに規定された条件を満たした旨の内容等が記載されることとなります。

輸出プログラムの具体的な条件は次のとおりです。

- ① 全頭からの特定危険部位（SRM）の除去
- ② 20ヶ月齢以下の牛由来であること

今回の輸出プログラムにおいては、ビーフジャーキー、ソーセージ等の牛肉加工品やひき肉は輸入再開の対象となっておりません。

なお、現時点では、旅行者の皆様が持ち帰る携帯品としての輸入はできませんので御注意下さい。

Q 4 国内では全頭検査を続ける一方、米国・カナダ産牛肉等については検査を行っていないものが輸入されることになる。全頭検査を求めるべきではないでしょうか。

A BSE対策については、他の食品安全対策と同様、科学的合理性を基本として判断すべき問題と考えており、我が国のと畜場におけるBSE検査の基準は、食品安全の観点から21ヶ月齢以上とするものです。(現時点では、全自治体において20ヶ月齢以下についても自主的に検査を実施)

一方、米国・カナダ産牛肉については、Q1でお答えしたとおり、食品安全委員会におけるリスク評価結果に基づき、一定の条件を満たした牛肉等について輸入を再開することとしたものです。

【BSE 管理措置関連】

Q 5 報道によると米国で特定危険部位（SRM）除去に関し、1000件以上の違反があったようだが、管理は大丈夫なのですか。

A 米国においては、と畜場に常駐する農務省の検査官がSRMの除去を含むと畜場の衛生管理について検証を行っています。検査官は連邦規則に適合していない事例を発見した場合には、と畜場に対し文書（Noncompliance Record）による指摘をし、関係製品の安全性を評価して必要に応じて廃棄等を行うとともに、違反内容の改善措置の検証を行っていることと承知しています。

この報道について在京米国大使館を通じて確認したところ、2004年1月から2005年5月までの間に農務省が検査を行った6000カ所の食肉処理施設等において、農務省の検査官が1036件のSRM除去関係規制への不適合を指摘したものの、その指摘文書に対して改善措置がとられ、この結果安全性は確保されているとのことでした。

Q 6 結論への付帯事項に補足されているせき髄除去の監視体制の強化についてどのように対応するのですか。

A 米国では、連邦規則に基づき、特定危険部位（SRM）規制が実施されており、と畜場等においてHACCPやマニュアルの策定が義務付けられ、これらに基づいてSRM除去が実施されています。

また、と畜場におけるSRM等の衛生管理についての検証は、と畜場に常駐する農務省の検査官が行っています。連邦規則に適合していない事例を発見した場合には、①と畜場に対する文書による指摘、②関係製品の安全性評価に基づく廃棄等の指示、③違反内容の改善措置の検証が行われおり、必要な場合には操業停止措置も講じられています。

対日輸出牛肉については、輸出プログラムによる上乘せ措置がとられ、その遵守の確保は、もとより輸出国政府の責任ですが、リスク管理機関である厚生労働省及び農林水産省としても定期的に担当官を派遣して査察を実施し、米国・カナダの輸出プログラムが確実に機能し、仮に問題が発生した場合でも適切な改善が図られるシステムとなっているか否かを確認することとしています。

なお、せき髄除去の監視体制の強化も含め、結論への付帯事項については、米国及びカナダ政府に対して、適切に対応することを要請したところでした。

Q 7 日本向け牛肉等を処理する際、国内向けと混ざることはないのですか。

- A 輸出プログラム認定施設は、認定を受けるに当たって日本向け製品が国内向け製品と混合しないことを保証するために、製品の識別、トレーサビリティ及び区分け方法の詳細を米国農務省に提出しなければならないこととされています。
- 施設から提出される手順及び方法については、①特別な個体識別タグを使用すること、②国内向けの牛から分離し、日本向けの牛を集めること、③特定の時間又は日で日本向け牛肉を処理することなどが想定されています。

Q 8 米国やカナダの牛の月齢は判別できるのでしょうか。

- A 日本向けに輸出される牛肉については、輸出プログラムに基づき、20ヶ月齢以下と確認された牛から生産された牛肉のみが対象となっています。
- 20ヶ月齢以下であることの確認には、牛の生産記録に基づく方法のほか、米国では牛枝肉の生理学的成熟度（マチュリティ）に基づく方法も認められています。
- 牛の生産記録に基づく月齢確認については、
- ① 米国の場合、農務省の認定制度の下で自主的に実施する月齢証明
 - ② カナダの場合は、法制度の下で全国的に実施されている個体識別制度を通じて実施されます。
- 米国で認められている牛枝肉の生理学的成熟度に基づく月齢確認は、牛の成長に伴う軟骨の骨化の進行状況等を根拠に月齢判別を行うものであり、日本の専門家による検討の結果においてもA40基準を用いれば、21ヶ月齢以上の牛を高い精度で排除できるとされています。

Q 9 牛枝肉の格付けで月齢判別ができるのでしょうか。

- A 米国の牛枝肉の格付基準によれば、牛枝肉は牛の成長に伴う軟骨の骨化の進行状況などにより、生理学的成熟度（マチュリティ）としてA（若い特徴を備えたもの）からE（老齢の特徴を備えたもの）まで、各10段階（00-90）のいずれかに評価されます。この生理学的成熟度を用いた月齢確認については、日本の専門家による検討の結果（<http://www.maff.go.jp/soshiki/seisan/eisei/bse/geturei/hokoku/itiran.htm>）においても、A40基準を用いれば、21ヶ月齢以上の牛を高い精度で排除できるとされています。

Q 10 米国やカナダにおける飼料規制は十分なものなのでしょうか。

- A 牛肉そのものの安全性については、特定危険部位（SRM）の除去等の輸入条件が確実に行われることにより、確保していくこととしています。一方、飼料規制は、BSE病原体の牛から牛への伝播を防止し、BSEのまん延を防ぐ上では重要なものです。
- 米国・カナダは牛由来のたん白質を牛用の飼料に使用することを禁止していますが、豚・鶏への飼料利用が認められています。このため、牛由来のたん白質が牛用の飼料

に意図せず混入してしまう可能性が指摘されています。

現在、米国等では脳やせき髄などBSEリスクが高いとされる一部の部位について一定の条件の下で飼料利用を禁止するなどの規制強化を提案しているところです。今後とも米国等における飼料規制の内容やその遵守状況については情報収集に努め、不適切な事例等があった場合には、改善を求めていくこととしています。

Q 1 1 米国にも、トレーサビリティの義務付けが必要なのでしょうか。

A トレーサビリティ制度は、感染した牛を発見した際に同居していた牛を速やかに特定できるなど、BSEのまん延防止措置の基礎となるものです。

したがって、トレーサビリティ制度は、それ自体は牛肉の安全性を直接保証するための措置ではないことから、牛肉輸入に当たっての条件とするような性格のものではないと考えています。

また、必要以上の措置を輸入条件として要求することは、WTO協定に抵触するおそれがあり、慎重に検討する必要があります。

Q 1 2 米国やカナダで行われているサーベイランスは、一部の牛しか検査していませんが十分なものでしょうか。

A 米国では2004年6月以降、サーベイランスを強化し、起立不能牛や死亡牛、神経症状等の臨床症状を示している高リスク牛などを中心に年間で38万頭以上の検査を実施しています。また、カナダでも高リスク牛を中心に年間5万頭程度の検査を行っています。両国のサーベイランスの水準は、国際基準に規定されるサーベイランスの規模は満たしていると考えられています。

なお、食品安全委員会の答申には、付帯事項として、米国及びカナダにおいて健康牛も含めた十分なサーベイランスの継続が必要との記載があり、このような付帯事項については両国政府に伝達し、適切な対応がとられるよう要請しています。

Q 1 3 特定危険部位（SRM）が除去されているか否かの検証に、たん白質検出の検査を行うべきではないでしょうか。

A 中枢神経組織（脳・せき髄）において特に高濃度に検出されるグリア細胞繊維性酸性たん白質を指標とした試験法による検査については、我が国においても義務付けられていないことから、米国及びカナダ産牛肉についても国産と同様の取扱いをすべきと考えています。

【査察関連】

Q 1 4 米国やカナダにおいて輸出プログラムが遵守されることをどのように担保するのですか。

A 米国農務省及びカナダ食品検査庁は、それぞれの国内規制に加えて輸出プログラムを満たす食肉処理施設等を日本向け輸出施設として認定し、そのリストを公表するこ

ととなっています。

これらの認定施設において、輸出プログラムの遵守を確保することは、基本的には、輸出国の責任であり、米国農務省及びカナダ食品検査庁は、それぞれの認定施設について、立入検査等により遵守状況を確認するとともに、仮に問題があった場合には、牛肉の輸出中止、施設の認定取消し等の措置がとられることとなります。

さらに、日本側としても米国・カナダ国内での輸出プログラムの遵守状況を直接確認することが重要と考えており、厚生労働省と農林水産省の担当者を派遣して査察を行います。

Q 15 査察は具体的にどのようなものになるのでしょうか。

- A 厚生労働省及び農林水産省が行う査察については、両省の担当官を派遣して日本向け輸出認定施設において、輸出プログラムが遵守されているか、確実に機能しているかどうかについて確認することとしており、具体的には、特定危険部位（SRM）が適切に除去されているか、月齢確認が適切に行われているか、日本向けの牛肉が処理から出荷まで他の牛肉ときちんと仕分けされているかなどについて確認していくこととしています。

Q 16 査察などで米国やカナダの BSE 管理措置に問題があるとわかった時には、輸入を停止するのでしょうか。

- A 米国・カナダの日本向け認定施設において、輸出プログラムの遵守違反があった場合は、米国・カナダ政府は違反の内容に応じて改善命令や施設の認定取消しを行うこととしています。

また、重大な遵守違反が繰り返される等輸出プログラムの遵守システム上の問題が生じた場合は、米国・カナダからの輸入停止を含め適切に対応してまいります。

【輸入再開後の牛肉検査体制】

Q 17 米国やカナダから輸入される牛肉について、輸入時にはどのような審査を行うのでしょうか。

- A 厚生労働省では、輸入食品の安全性確保対策として、全国の検疫所に食品衛生監視員を配置し、輸入時の監視指導を行っています。また、農林水産省では、家畜の伝染病の国内へのまん延防止対策として、全国の動物検疫所に家畜防疫官を配置し、生きた動物、畜産物の輸入検査を行っています。

米国及びカナダ産牛肉については、輸入時に検疫所及び動物検疫所において、米国農務省及びカナダ食品検査庁が発行した衛生証明書により、①輸出プログラムの認定施設において処理された製品であるか、②輸出プログラムに適合している貨物であるか等について確認するとともに、保税倉庫において、③貨物の表示等を確認することにより、当該衛生証明書と同一の貨物であるか、④輸出プログラムの対象外製品や特定危険部位（SRM）が混入していないか等について確認を行います。

なお、輸入時には全ロット検査を行うこととしており、厚生労働省としては来年3月31日までの間を強化期間として集中的に検査を行うこととしています。

【情報提供】

Q 18 今後、厚生労働省や農林水産省は食品安全委員会や国民に対し、米国やカナダにおける査察等で得た情報をどのように提供していく予定なのでしょうか。

A 輸入再開後における輸入条件の遵守状況を確認するための査察の結果については、順次、食品安全委員会へ報告するとともに、ホームページ等を通じて国民の皆様へも情報提供していく予定です。

【表示関連】

Q 19 現在のJAS法における牛肉に対する表示はどのようになっているのでしょうか。

A 生鮮食品については、その名称、原産地の表示を義務付けており、例えば、米国から輸入された牛肉については、原産地として「米国」と表示しなければなりません。

加工食品については、外国で製造された牛肉加工品を輸入・販売する場合は、製造された国を原産国名として表示する必要があります。

また、国内で製造される加工食品の原料の原産地表示については、平成16年9月から、品目横断的な考え方にに基づき、原料の品質が製品の品質に大きな影響を与えると考えられるものとして、加工度の低いもの、すなわち生鮮食品に近い20食品群を原料原産地表示の対象としたところ（約2年間の移行期間があり平成18年10月以降に義務化）。

この中で、牛肉加工品についても、例えば「味付けカルビ」、「合挽肉」、「成形肉」などがその対象となっています。

Q 20 牛肉を原料とした全ての加工食品に原料原産地表示を義務付けるべきではないでしょうか。

A 加工食品については、例えば、原料となる農産物を混合して使用する場合において、使用している全ての原料農産物の原産地を正確に把握することは、現実的には困難なことから、全ての加工食品を対象とするのではなく、加工度が低い生鮮食品に近い加工食品について原料の原産地表示を義務付けています。（JAS法に基づく表示義務は、これに違反した場合には、最終的に1年以下の懲役や1億円以下の罰金という重い制裁が課されることとなります。）

牛肉を使用した加工食品についても、その製造過程で原産地の異なる部分肉を混合して使用する場合があります。牛肉を使用した全ての加工食品について、原料牛肉の原産地表示を義務付けることは困難であると考えています。

しかしながら、消費者の関心を踏まえて、製造業者等が積極的に原料の原産地を表示することなどにより、消費者に情報提供することは望ましいことです。

こうした中で、現に、牛肉加工品においても原料の原産地を自主的に表示した商品が出回ってきているところです。

Q 21 外食産業においても、牛肉の原産地がわかるように表示すべきではないでしょうか。

A 外食が身近な食の場としてより一層安心して利用されるために、消費者に原材料の原産地情報を提供し、外食の信頼を確保することは重要です。

このため、農林水産省においては、17年7月に「外食における原産地表示に関するガイドライン」を策定し、牛肉を含めたメニューの主たる原材料等について、外食事業者が自主的に原産地表示に取り組むための指針を示したところです。

このガイドラインの普及に向けて、政府公報、ホームページ等を活用した情報発信に努めているほか、ガイドラインをわかりやすく解説したパンフレット、Q&Aを作成して配布し、併せて、外食事業者、関係団体等に対して説明会を開催し、広くガイドラインの普及に努めているところです。

【今後の見直し】

Q 22 今後、輸入条件を30ヶ月齢未満の牛からの牛肉にするなど、国際基準と整合した見直しを行う予定はありますか。

A 今般、20ヶ月齢以下の牛からの牛肉を対象とした食品安全委員会の答申が出たところであり、これに基づく措置を着実に進めていくことにしております。

仮に見直し要請があった場合には、科学的知見に基づき、適切に対応することとしています。

Q 23 より高感度な検査法が開発された場合には、輸入条件について見直しを行うのでしょうか。

A 今後、より感度の高いBSE検査法が実用化された場合には、その時点での状況を踏まえ、国内BSE対策も含め、食品安全委員会とも相談しつつ必要な対応をとることとしています。

【その他】

Q 24 21ヶ月齢、23ヶ月齢のBSE感染牛が確認されましたが、現在実施されている研究の経過や結果について公表すべきではないでしょうか。

A 我が国で確認された21ヶ月齢及び23ヶ月齢のBSE感染牛については、当該牛から得られた異常プリオンたん白質が極少量であったため、独立行政法人農業生物系特定産業技術研究機構動物衛生研究所において伝達性など生物学的性状を確認するための実験動物への接種実験が行われており、現在も継続中です。最終的な結果は判明しておりません。

Q 25 今回の前提条件を置いた諮問の方法に問題があったのではないのでしょうか。

A 今回の諮問は、現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムの内容が実施された場合に、米国から輸入される牛肉等を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉等を食品として摂取する場合のBSEに関するリスクの同等性の評価について行いました。

食品安全基本法において、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品健康影響評価が施策ごとに行われなければならないとされていることから、将来新たに導入・実施しようとする施策やこれまでに実施されてきていない施策については、ある程度仮定を前提とした諮問となることも制度上やむを得ない面があると考えています。

また、あるリスク管理措置を採用した場合に起こりうるリスクの変化について、その評価をリスク評価者に求めることは、コーデックス（注）のリスク分析の作業原則の中でも認められているものです。

注：消費者の健康の保護等を目的とした国際的な食品規格
（参考）

「コーデックス委員会の枠組みの中で適用されるリスク分析の作業原則（仮訳）」
からの抜粋

16) リスク管理者は、複数あるリスク管理の選択肢の各々を採用した場合に起こりうるリスクの変化を評価するよう、必要に応じてリスク評価者に求めるべきである。

なお、この諮問に先立っては、リスク管理機関として、平成17年5月に全国各地で諮問内容に関するリスクコミュニケーションを実施してきました。

また、先日開催された食品安全委員会の答申案に対するリスクコミュニケーションにおいても、リスク管理措置の考え方について説明しています。